

毎週 月・水・金曜日発行



目次

訓令

熊本県技能五輪推進室設置規程の一部を改正する訓令

(人事課)

訓令

熊本県訓令第42号

本庁各部課(総室・室)  
各地方出先機関

熊本県技能五輪推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県技能五輪推進室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県技能五輪推進室設置規程(平成十三年熊本県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県技能五輪・アビリンピック推進室設置規程

第一条中「技能五輪推進室」を「技能五輪・アビリンピック推進室」に改める。

附則

1 この訓令は、平成十三年十一月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に商工観光労働部職業能力開発課技能五輪推進室に勤務を命ぜ

られている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、商工観光労働部職業能力開発課技能五輪・アビリンピック推進室に勤務を命ぜられたものとする。

発行所 熊本  
平成十三年十一月三十一日  
印刷 熊本

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社 熊本印刷  
電話代 〇九六一二八六一三三番



古紙配合率100%